

**第28回 ガスシステム改革小委員会
事務局提出資料
前回の御指摘事項等について**

平成28年2月5日

前回の御指摘事項等について

【前回の御指摘事項①（松村委員、二村委員）】

ヤードスティック方式の対象となるネットワーク費用については、託送料金原価に織り込まれることとなる金額を費目ごとに公表すべきではないか。また、労務単価を公表すべきではないか。

【前回の御指摘事項②（松村委員）】

経営の効率化を促すため、競争入札比率を高めるべきではないか。

【第25回ガスシステム改革小委員会における御指摘事項①（大石委員）】

経済産業省に届け出られている供給計画の中には、市区町村別の都市ガス普及率の一覧表があるはずなので、これを提出していただきたい。

【第25回ガスシステム改革小委員会における御指摘事項②（大石委員）】

LPガスの供給を受ける69戸以下の集合住宅ではどれくらい競争が起きているのか。

【前回の御指摘事項①（松村委員、二村委員）】

ヤードスティック方式の対象となるネットワーク費用については、託送料金原価に織り込まれることとなる金額を費目ごとに公表すべきではないか。また、労務単価を公表すべきではないか。

- 今般の託送料金の事前認可申請においては、ヤードスティック方式の対象となるネットワーク費用（以下「比較査定対象ネットワーク費用」という。）を、国による監査を受けた過去の託送収支計算書からまとめて抽出し、これを他の事業者と比較することにより、当該事業者がその託送料金原価に織り込むべき費用を導き出すこととなる。
- このため、比較査定対象ネットワーク費用については、費目ごとに査定を受ける訳ではないものの、これらの費用の総額は明らかとなるため、この総額を過去の託送収支計算書における比較査定対象ネットワーク費用の比率で按分（注1）することにより、今般の事前認可申請に係る託送料金原価に織り込まれることとなる比較査定対象ネットワーク費用の費目ごとの金額を導き出すこととしたい。
- また、今般の託送料金の事前認可申請を行う全ての一般ガス事業者に対しては、上記の費目ごとの金額について、事前認可申請時に国に提出するとともに、これを自主的に公表することを求めることとしたい。
- 併せて、これらの事業者に対しては、その労務単価についても、事前認可申請時に国に提出するとともに、これを自主的に公表することを求めることとしたい。（注2）

（注1）平成22年度から平成26年度までの託送収支計算書における比較査定対象ネットワーク費用の比率（託送料金原価の範囲変更に対応したもの）により按分することとする。

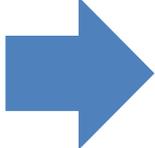
（注2）電気の託送料金審査においてメルクマールとされている1人当たりの①基準内賃金（基本給）、②賞与、③基準外賃金（家族手当等）の合計額を公表させることとする。なお、この労務単価を計算するに当たっては、今般の託送料金審査の結果を反映する観点から、対象人員に係る①②③の合計値から、ヤードスティック方式によって減額された額と超過利潤控除額の合計額のうち、（注1）の方法で労務費に按分された額を控除することとし、この額を対象人員数で除することによって労務単価を導き出すこととする。

営業費（製造・導管）														一般管理費	営業外費用	法人税・住民税	事業報酬	控除項目		
原材料費	労務費	修繕費	電力料	水道料	消耗品費	運賃	旅費交通費	通信費	保険料	賃借料	委託作業費	租税課金	試験研究費						教育費	安全周知費

- 比較査定対象ネットワーク費用
- 個別査定対象ネットワーク費用

【前回の御指摘事項②（松村委員）】

経営の効率化を促すため、競争入札比率を高めるべきではないか。

- 
- 御指摘を踏まえ、設備投資などの調達について一層の効率化を促すため、今般の託送料金の事前認可申請を行う一般ガス事業者に対しては、事前認可申請時に競争発注比率の向上に向けた取組に係る資料を国に提出するとともに、これを自主的に公表することを求めることとしたい。
 - この点、現在、中小の一般ガス事業者の多くは、そのバーゲニングパワーを高めるために事業協同組合（注）を通じて導管、ガスメーター等の共同調達を行っているところ、これらの一般ガス事業者については個社ごとの競争発注比率を表明することは困難であると考えられる。
 - このため、上記の取組については、事業規模や調達規模が他の一般ガス事業者と比較して著しく大きい大手3社のみを対象とすることとしたい。

（注）事業協同組合の具体例としては、埼玉県ガス事業協同組合、東海北陸ガス事業協同組合、近畿ガス事業協同組合等が存在する。

(参考) 競争発注比率の向上に向けた取組に係る公表のイメージ

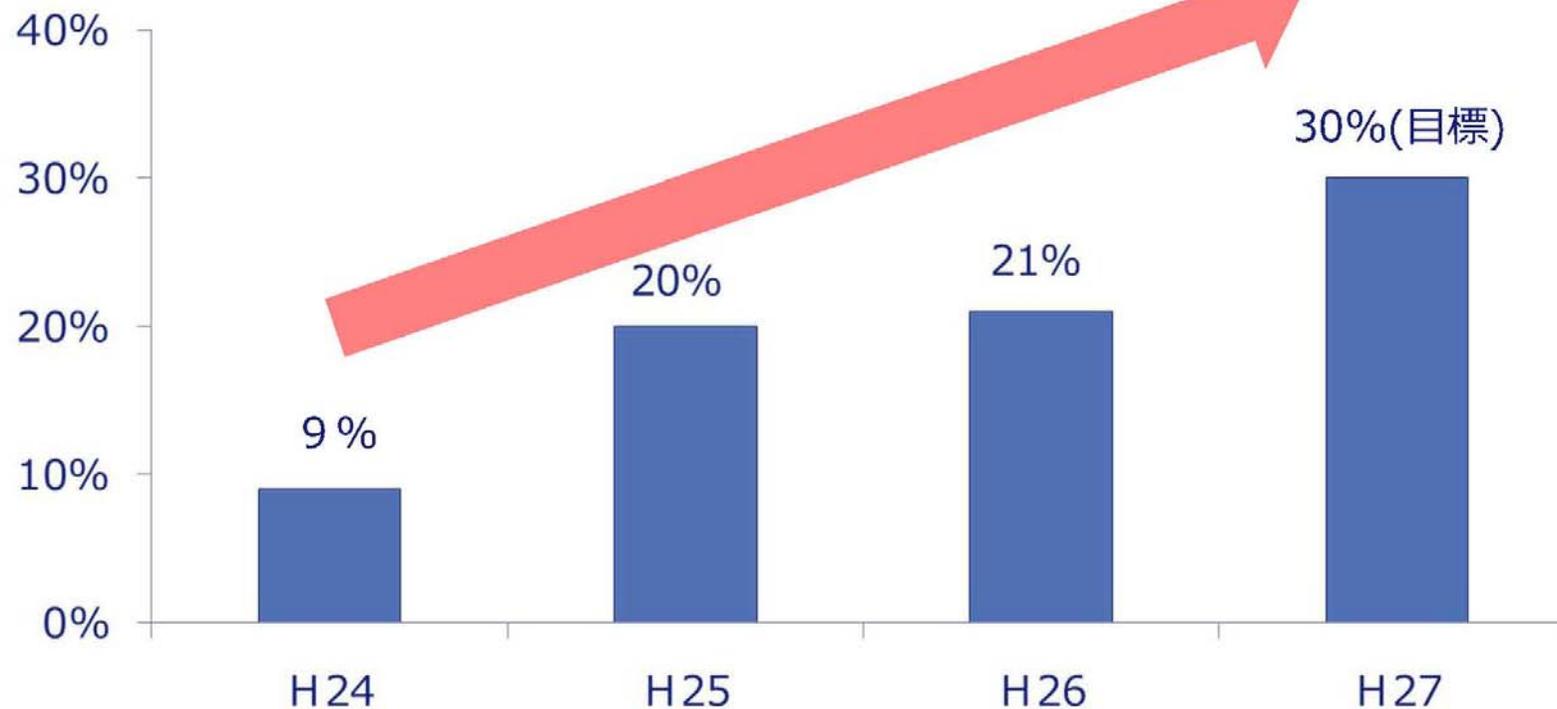
第4回電気料金審査専門会合資料6-1 (中国電力提出資料) より抜粋

9

7. 競争発注の拡大

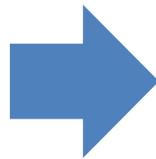
- さらなるコスト削減と取引の透明性向上を図るため、平成27年度の資機材・役務調達競争発注比率を30%に拡大することを目指しています。
- 具体的には、仕様書の詳細化（新規取引先が参入可能となる詳細仕様書の作成）等、競争化に向けた環境整備を行うとともに、新たな取引先を調査・開拓することで、競争発注の範囲・対象の拡大を図っています。

競争発注の比率【全社】



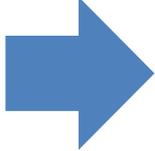
【第25回ガスシステム改革小委員会における御指摘事項①（大石委員）】

経済産業省に届け出られている供給計画の中には、市区町村別の都市ガス普及率の一覧表があるはずなので、これを提出していただきたい。

- 
- 平成27年度の供給計画における事業者別・市区町村別の都市ガス普及率については、資料7のとおりである。
 - この点、「都市ガス普及率」は、家庭におけるメーター取付数を一般世帯数で除することにより求めることができる。メーター取付数の中には空き家が含まれることから、「都市ガス普及率」は、一般ガス事業者と、LPガス・オール電化などといった他の財との競争状態を正しく評価するための指標としては適当ではない。
 - このため、こうした競争状態を評価するに当たっては、「都市ガス普及率」ではなく、家庭における調定件数（実際の都市ガス契約件数）を一般世帯数で除した値である「都市ガス利用率」を用いることとしたい。

【第25回ガスシステム改革小委員会における御指摘事項②（大石委員）】

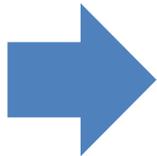
LPガスの供給を受ける69戸以下の集合住宅ではどれくらい競争が起きているのか。

- 
- 御指摘を踏まえ、日本コミュニティーガス協会が簡易ガス事業者全社を対象としたアンケート調査を行ったところ（回答率約93%）、**LPガスの供給を受ける69戸以下の集合住宅（以下「LPガス集合住宅」という。液石法による規制を受ける事業類型。）**を他社からの切替えにより獲得した件数については、**直近3年間で約30万6千戸**であるという結果が得られた。
 - LPガス販売事業を兼ねる簡易ガス事業者が供給するLPガス集合住宅戸数（平成26年度:約399万戸）は、全体のLPガス集合住宅戸数（平成26年度:約685万戸（注1））の約58%を占めることから、**LPガス集合住宅戸数全体での獲得件数は約52万5千戸と試算され、直近3年間だけで、LPガス集合住宅戸数全体の約8%において供給事業者の切り替えが生じていると試算される（注2）。**
 - これは、**平成26年度に、携帯電話・PHSの番号ポータビリティ制度を使って実際に携帯電話会社を切り替えた数が、携帯電話・PHS用の番号総数の約3%であることと比較しても、既に十分な競争が生じているものと評価することができる（注3）。**（次頁に続く）

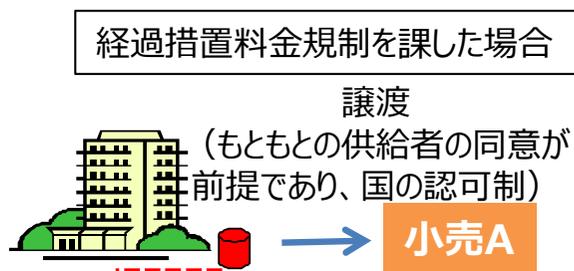
（注1）全国LPガス協会調べ。

（注2）需要家件数10万件以上の大手LP販売事業者34社（有効回答32社。LPガス集合住宅におけるシェアは約30%。）について、直近3年間のLPガス集合住宅における獲得割合を確認したところ、約10%であった。

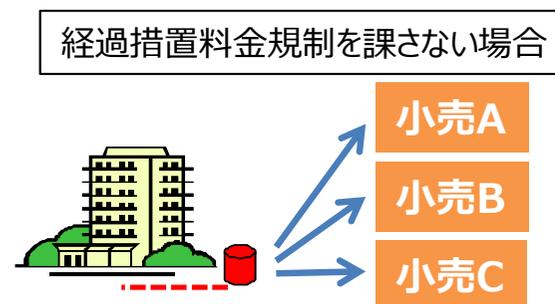
（注3）『電気通信番号に関する使用状況の公表（平成26年度）』（総務省）より。



- また、仮に、**集合住宅型の旧簡易ガス事業者に対して経過措置料金規制を課すこととした場合**、当該事業者はその集合住宅における需要家から経過措置約款（国の認可制）に基づくガスの供給を依頼された場合、当該需要家に対する供給義務を負うなど、**当該事業者に対しては現行のガス事業法における規制体系が継続することとなる。**
- この点、**当該集合住宅における需要家に対するガスの供給者については、当該需要家に対する供給義務を履行できる者でなければならないため**、経過措置料金規制が課された旧簡易ガス事業者Aが当該集合住宅における需要家に対してガスを供給する事業を他の事業者Bに譲渡する場合には、国が他の事業者Bの適格性を厳格に審査した上で認可し、これによってはじめて供給者の変更が実現するなど、**実質的に需要家（管理組合等）の発意によって自由に供給者を変更することができない（供給者を変更するためには旧簡易ガス事業者Aの同意が前提。）。**
- **小売全面自由化後は、国の登録を受けたガス小売事業者であれば、誰もがこうした集合住宅における需要家に対してガスを供給することが可能となることから、集合住宅の需要家（管理組合等）の発意による供給者の変更が生じやすい環境が整うこととなる。**
- したがって、**経過措置料金規制が課されなければ需要家（管理組合等）の発意で自由にそのニーズに合致した供給者を選択することが可能である一方、経過措置料金規制が課された場合には、需要家の選択肢が制限されることとなり、必ずしも需要家の利益の増進にはつながらないことも想定される。**
- このため、第25回の本小委員会でお示したとおり、こうした**集合住宅型の旧簡易ガス事業については、経過措置料金規制を課さないこと**としたい。



国の認可が必要であるため、実質的に需要家（管理組合等）の発意で供給者を変更することができない。



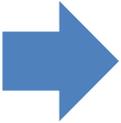
ガス小売事業の登録を受けた者であれば誰でも供給し得るため、需要家（管理組合等）が供給者を変更したければ、自由にガス小売事業者を選択できる。

【論点】

経過措置料金規制が課される旧簡易ガス事業者の指定基準をどうするか。

- 住宅団地型であるか集合住宅型であるかを問わず、簡易ガス事業については、国は「供給地点群」ごとにその管理を行っていることから、**経過措置料金規制を課す単位は「供給地点群」とすることとし**、旧一般ガス事業と同様、**公営事業者についてはその運営が議会により監視されており、不当な値上げの蓋然性は小さいと考えられることから、経過措置料金規制を課さないこととしてはどうか。**
- また、今回の小売全面自由化の実施に伴い、小売料金規制は原則として撤廃されることとなるが、**集合住宅型の旧簡易ガス事業については、集合住宅のオーナーやマンション管理組合などにより、当該集合住宅に対してガスを供給するガス小売事業者の料金値上げに係る抑止力が働くことが想定されることに加え、現に70戸未満の集合住宅に対してガスを供給する事業においては、当該集合住宅のオーナーやマンション管理組合などによる供給者の変更が頻繁に起きているところである。**
- 加えて、**現行のガス事業法の下**における集合住宅型の簡易ガス事業においては、当該集合住宅に対してガスを供給する簡易ガス事業者が規制された小売料金による供給義務を負っていることから、当該**集合住宅のオーナーやマンション管理組合などの発意により、供給者を変更することは極めて困難**であることに加え、仮に当該簡易ガス事業者がその事業を他の者に譲渡しようとする場合には、**国の認可を受けることが必要といった煩雑な手続が必要**となるところ、小売全面自由化後のガス小売事業者については、供給義務等の規制が存在しないことに加え、国の登録を受けたガス小売事業者であれば、誰もがこうした集合住宅にガスを供給することが可能となることから、**集合住宅のオーナーやマンション管理組合などの発意による供給者の変更が生じやすい環境が整うこととなる。**
- このため、こうした**集合住宅型の旧簡易ガス事業については、経過措置料金規制を課さないこととしてはどうか**（注1）（注2）。（次頁に続く）

第25回ガスシステム改革小委員会資料4より抜粋

- 
- また、**住宅団地型の旧簡易ガス事業**には、「供給区域」という概念は存在しないものの、一定のエリアにおける需要家に対してガスを供給しているという意味では旧一般ガス事業と類似していることから、前回の本小委員会において整理された「経過措置料金規制が課される旧一般ガス事業者の指定基準」に係る考え方を参考にしつつ、**実際に旧簡易ガス事業者からガスの供給を受けている需要家のシェア**（注3）などの指標を総合的に勘案しながら、経過措置料金規制を課すか否かを判断することが適当ではないか。
 - なお、上記の考え方については、経過措置料金規制が課される旧一般ガス事業者の指定基準と同様、事務局において更に整理した後、本小委員会に提示させていただきたい。

（注1）これまでの本小委員会において、松村委員から御指摘のあった経過措置料金規制が課されない事業者に対する事後規制の在り方については、引き続き検討。

（注2）第10回の本小委員会における事務局提出資料のとおり、集合住宅型の簡易ガス事業の場合には、導管の所有権は建物の所有者に帰属している場合が多く、住宅団地型の簡易ガス事業の場合には、基本的には、簡易ガス事業者が導管の所有権を有している。

（注3）「旧簡易ガス事業者からガスの供給を受けている需要家のシェア」については、「当該供給地点群における調定数（旧簡易ガス事業者とガスの供給に係る契約を締結している需要家の数）」を、「供給地点数（旧簡易ガス事業者がガスを供給する意思を有する需要家の数）-空き地・空き家の数」で除することにより求めることができる。